

関係法令（抜粋）

○ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）

（質屋営業の許可）

第二条 質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、質屋になろうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

（許可の基準）

第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一から八まで （略）

九 次のいずれかに該当する管理者を置く者

イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

十 （略）

十一 第七条第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

2 （略）

3 （略）

○ 質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）

（質屋の許可の申請）

第二条 （略）

2から4まで （略）

5 法第七条第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、第一項の申請書に、申請者が有し又は設けようとする質物の保管設備の構造概要書、図面その他の書類を添えなければならない。

（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）

第三条の二 （略）

2 法第三条第一項第九号ロの内閣府令で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。